

法務委員会議録第二十五号

昭和三十三年四月十五日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 順一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事横井 太郎君

理事青野 武一君

犬養 健君 久野 忠治君

小島 徹三君 小林 錦君

徳安 實藏君 中村 梅吉君

横川 重次君 猪俣 浩三君

佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

検事(大臣官 位野木益雄君

房産課長) 検事(民事 平賀 健太郎君

局長心得) 委員外の出席者

判事(最高裁 関根 小郷君

総務局長) 専門員 小本 貞一君

四月十二日

委員久野忠治君及び小島徹三君辞任

につき、その補欠として松浦東介君

及び村松久義君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員松浦東介君及び村松久義君辞任

につき、その補欠として久野忠治君

及び小島徹三君が議長の指名で委員

に選任された。

同月十五日

委員井手以誠君及び北山愛郎君辞任

第一類第三号

法務委員会議録第二十五号

昭和三十三年四月十五日

につき、その補欠として武藤進十郎君及び猪俣浩三君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

企業担保法案(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(参議院送付)

○町村委員長

これより会議を開きます。

まず、参考人招致の件についてお諮りいたします。すなわち、企業担保法案について参考人を招致したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○町村委員長 御異議なければ、さよう決定いたしました。

なお、参考人の人選等につきまして委員長に御一任願いたいと存じます。

○町村委員長 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。横川政務次官。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

別表第五表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「八王子市」を「八王子市 町田市」に改め、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「金目村」同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「美笹村」同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「静村 豊田村」同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉村」同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「高篠村」及び「三沢村 大田村」同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「川間村」及び「福田村」並びに同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「国田村」を削り、同表栃木簡易裁判所の名称の欄中「栃木市」を「今市」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉生村 船生村

別表第四表名称の欄中「栃木今市簡易裁判所」を「今市簡易裁判所」に、「今市簡易裁判所」を「出雲簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

奈良市 奈良市登大路町

奈良市添上郡柳生村 奈良市柳生町

奈良市宇智郡五条町 五条市

島根県大原郡雲南木次町 島根県大原郡木次町

北海道根室郡根室町 根室市

北海道標津郡標津村 北海道標津郡標津町

別表第五表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「八王子市」を「八王子市 町田市」に改め、同表平塚簡易裁判所の管轄区域の欄中「金目村」同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「美笹村」同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「静村 豊田村」同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉村」同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「高篠村」及び「三沢村 大田村」同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「川間村」及び「福田村」並びに同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「国田村」を削り、同表栃木簡易裁判所の名称の欄中「栃木市」を「今市」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「玉生村 船生村

大宮村」を「塩谷村」に改め、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「国府村」同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「強戸村 世良田村」及び「休泊村」並びに同表熱海簡易裁判所の管轄区域の欄中「田方郡の内」を削り、同表三島簡易裁判所の項を次のように改める。

三 島 静岡県の内

三 島市 田方郡

同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「於保村」を削り、同表諏訪簡易裁判所の項を次のように改める。

諏 訪 長野県の内

諏 訪市 諏訪郡

同表岡谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

同表五條簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

同表五條簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

同表五條簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

同表五條簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

同表五條簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」を「五条市 宇智郡」を改め、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「武佐村」同表海部簡易裁判所の管轄区域の欄中「細野

村、同表串本簡易裁判所の管轄区域の欄中「大島村」及び同表御坊簡易裁判所の管轄区域の欄中「切目川村安住村」を削り、同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「日進村」を「日進町」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「東春日井郡の管内」を削り、同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸市」を「瀬戸市 東春日井郡」に改め、「東春日井郡の内」を削り、同表半田簡易裁判所の管轄区域の欄中「小鈴谷町」を削り、同表小松簡易裁判所の管轄区域の欄中「小松市」を「小松市加賀市」に改め、同表八尾簡易裁判

鳥取県の内
東伯郡の内
東伯町
西伯郡の内
中山町

同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「米子市 境港市 西伯郡」を「米子市 境港市 西伯町 会見町 岸本町 伯仙町 日吉津村 淀江村 大山町 名和町」に、同表今市簡易裁判所の名称の欄中「今市」を「出雲」に、同表唐津簡易裁判所の管轄区域の欄中「切木村 入野村」を「肥前町」に改め、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬川村」及び同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「神代村」を削り、同表福江簡易裁判所の

所の管轄区域の欄中「大長谷村 仁歩村 野積村」同表城端簡易裁判所の管轄区域の欄中「西野尻村」及び同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「若林村」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸町」を「安芸町 熊野跡村」に改め、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「造賀村」及び「安芸郡の内」を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「室津村 上関村」を「上関町」に改め、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「八頭郡の内」を削り、同表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

赤崎町
由良町
大栄町

管轄区域の欄中「久賀島村 奈留島村 樺島村」を「奈留町」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「腹栄村」同表高森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野尻村」並びに同表矢部簡易裁判所の管轄区域の欄中「名連川村」及び「中島村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮地岳村」を削り、「有明村」を「有明町」に改め、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「準人日当山町」を「準人町」に改め、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「下東郷村」同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村山郡」同表二戸簡易裁判所の管轄

区域の欄中「浪打村 島海村 小島谷村 姉帯村」同表岩泉簡易裁判所の管轄区域の欄中「小川村」及び同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「醍醐村」を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「島守村 中沢村」を「南郷村」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「六戸村」を「六戸町」に改め、同表若見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「美唄市」を「美唄市三笠市」に改め、「三笠町」を削り、同表森簡易裁判所の項を次のように改める。

北海道の内
茅部郡

同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅部郡の内」を削り、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「根室郡」を「根室市」に改め、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を「仲南村南琴村」に改め、「綾歌郡の内」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「一条町」を「吉野町（大字柿原を除く）」に、同表川島簡易裁判所の管轄区域の欄中「土成町大字土成」を「吉野町大字柿原 土成町大字土成」に、同表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「久礼町 上ノ加江町」を「中土佐町」に、同表窪川簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和村 十川村」を「十和村」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「大内町 月瀬村」を「大月町」に、同表宇和島簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊海村 高山村」を「明浜町」に改める。

- 附 則
- この法律は、昭和三十三年五月一日から施行する。
 - この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

理 由

最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○横川政府委員 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明します。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、島根県出雲市に置かれている簡易裁判所は、これまで、その所在地の旧地名である今市町の名称によって今市簡易裁判所と称していたのでありますが、このたびこの名称を出雲簡易裁判所に變更するとともに、これに伴って、栃木県今市市に置かれている栃木今市簡易裁判所の名称を今市簡易裁判所に變更しようとするものであります。いずれも地元住民の希望を考慮したものであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の變更であります。裁判所の管轄区域は、

行政区画またはこれに準すべき区域を基準として定められておりますが、町村の廃置分合等に伴い、二つの簡易裁判所の管轄に分属することになった新設町村の区域を一体として、いずれか一方の簡易裁判所の管轄に属させることとする等の必要があらますので、鳥取県八頭郡那賀町の設置に伴い、鳥取簡易裁判所の管轄に属する同県同郡旧中私郡村及び上私郡村の区域を河原簡易裁判所の管轄区域とするほか、二簡易裁判所の管轄区域を變更し、また土地の状況、交通の利便等にかんがみ、安芸西条簡易裁判所の管轄に属する広島県安芸郡熊野跡村の区域を広島簡易裁判所の管轄区域に變更しようとするものであります。これらの管轄区域の變更は、いずれも地元町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくして決定したものであります。

第三は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称變更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○町村委員長 林博君。

○林博委員 簡易裁判所の管轄区域の變更によつて、簡易裁判所の裁判の事務量が増減すると思つておりますが、それに伴う人員及び予算執行面の準備がどうなっておりますか、この点について……。

○位野木政府委員 お手元にお配りい

たしました参考資料の三のところに、簡易裁判所の管轄区域の変更に関する調査資料という項目がございます。そこに、変更されるべき区域の受理件数が出ておりますが、これをくらべたいと思いますと件数は非常に僅少でございますけれども、この地域につきまして管轄の変更がございまして、それを受ける簡易裁判所あるいは送り出す簡易裁判所の方の事務量につきましては大した影響はない、特に人的あるいは予算的に増減しなければならぬほどの影響はないというふうに考えております。

○林(博)委員 この下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表第四表に掲げられている簡易裁判所の中に、まだ開庁してないものがあるかと承わっておりますが、この点はどうか。また、まだ開庁してないものをどうして別表に掲げておられるのか、また、その場合、開庁してない簡易裁判所の事件はこの裁判所でやっておられるのか、また、これらの未開庁の簡易裁判所について今後どのような方針でいくのか、これらの点についてお伺いしたい。

○位野木政府委員 御指摘のように、まだ開庁してない簡易裁判所が数箇所ございます。これは、具体的に土地を申し上げますと、甲府地方裁判所管内の那珂、大阪地方裁判所管内の西成、東淀川、神戸の灘、奈良の柳生、十津川、それから山口の鹿野、これなんかは初めからまだ開庁されたことはないわけでありまして、この理由は、結局敷地、建物がないという関係で開庁できなかったものであります。その後、ここでも敷地、建物がないから将来も廃

止してしまうかということになりますと、この法律の改正をいたしまして、法律からこれを削らなければいけないのであります。また、そういう見直しにはならない。できたら置きたいというつもりで、地元の方からも、照会いたしまして、そういう措置をとらないように希望してくるわけなんです。そういうようなことから、現在までのままにやっておりますのであります。しかし、もう相当期間も経過をいたしましたので、今の検討をいたしていただき、なるべく近い将来にいずれかの見直しをつけまして、廃止するやうに設置するといふふうにしたいと考えております。

○林(博)委員 簡易裁判所の名称や管轄区域の変更は毎年法律で改正しておりますわけなんです。これを政令か規則でやるというふうなことを考えておられないかどうか、伺いたい。

○位野木政府委員 そういふふうな考え方もできるかと思いますが、御承知のように、裁判所の管轄区域と申しますのは国民の権利義務に非常に影響が大きいということから、裁判所法でも、特に裁判所の管轄区域は法律で定めるといふふうにきめております。たとえて申し上げますと、とんでもない地帯な管轄区域が定められているといふことになりまして、とんでもない地方へ呼び出されたり、あるいはとんでもない地方で訴えを起されるということも考えられるわけでございます。それから、そういう点を配慮いたしまして、裁判所の管轄区域といふものは、政令で定めるということではなくて、や

はり、法律で定めるといふことに昔からなっております。ですから、そういう趣旨はやはり尊重すべきものではないか、こういうふうに考えますので、政令にまかしてしまおうということ、今のところは考えておりません。

○林(博)委員 私の質問はこれで終了です。

○町村委員長 次に、企業担保法案を議題といたし、質疑を行います。副井盛太郎。

○福井(盛)委員 企業担保法案はわが国の民法上物権の構想並びに担保制度に非常な画期的な大改革をもたらすものであります。それにもかかわらず、世論は一般に喚起されてない。また、法制の面からいっても、法体系という大きな面から見ても、まことに画期的であるばかりでなく、わが国産業経済に与える影響もきわめて大きなものがあると思ふのであります。この意味におきまして、慎重審議を重ね、疑義を払拭して、一般国民の理解を得るよう努力しなければならぬと思ふのであります。以下私がこの案につきまして私の考えておる若干の質問を試みんとするもの、この点にあるのであります。

第一に、本法案は英国のいわゆるローディング・チャージを模範とするものであるかどうかという点をまず承わりたいのであります。第二に、本法案はいわば英法を母法とするということでありまして、しかるに、この際この種立法をするに当たって立法の根本方針について承わりたい。この一点、二点について総論的に御解説を願

いたいと思ひます。

○平賀政府委員 ただいま御質問の英法のローディング・チャージを模範にしたものであるかという点であります。が、わが国に適用した場合は、従来、大企業が資本を調達いたします場合には担保として工場、土地その他の財団抵当の制度を利用しておったのでございまして、ところが、この財団抵当の制度は、明治三十一年にできたものでありまして、現在におきましては時間と経費を非常に要するのでございまして。その点かなり不便を来たしておるのであります。この改革がとくに叫ばれておったのであります。先年工場抵当法の一部を改正いたしましたのでありますけれども、それでも今日の事情に合わないというので、会社の総財産を担保にするような制度はないかということから、かねがね研究されておったのであります。イギリスにはたまたま御質問のようにローディング・チャージという制度があるのでございしますが、もとよりこのローディング・チャージにつきましても学ぶところがあつたわけでありまして、このローディング・チャージをそのまま取り入れたというよりも、やはり日本の法制、ことに担保物権の制度、現行の制度を基礎にいたしまして、独自の立場からこの企業担保制度といふものを立案いたしましたのでございまして、ローディング・チャージはただその参考にしたいという程度でございします。

それから、英米法の制度を導入したのであるが、従来の日本の法制と十分よくマッチするかどうか、こういう御趣旨であるかと考えるのでございまして、これはやはり、日本の民法、従来

の担保物権の制度を基礎にいたしまして、それにマッチするようにということで、あくまで日本の在来の法制を基礎にしてこの制度ができたのでございまして、ただいまも申し上げましたように、ローディング・チャージの制度に学ぶところはございましたけれども、英米法系の制度をいきなり移入して新しいものを作ったというわけではないのでございします。やはり、あくまで在来の制度を基礎にしまして、それによくマッチするようにということで、この法律案の全体が立案されておるのでございします。

○福井(盛)委員 私がこの質問をいたしましたのは、御承知のように、終戦後日本国憲法を初めとしたしまして幾多の法典がすべて英米法を模範として制定されたのであります。しかしながら、その実体法規であるところの民法、刑法、行政法規一般といふものは、案はそのままだとして大陸的法系に属するものが多々あるのであります。それゆゑ、わが国が独立後においては諸法案を立法するに当りましては、国会も政府もひとしくこの事実を十分に認識いたしまして事に当らなければならぬ。すなわち、言葉をかえて言ふならば、立案の方針といふものは英米法系なものと大陸法系なものとを調和に向けなければならないもの、たとへば私法は思つております。立案時におけるところの国民一部の便宜のために民法系なものを雑然と立案羅列することだけではいけません。きれいな言葉で言うならば、まことに美しいといふものの織乱なる花がそこに咲いているように見えるかもしれませんが、今日にお

けるわが国の自動車を考えてみますとすぐわかりますように、雑然として日本の諸立法が世界各國色とりどりの、あたかも法の展示会のように見えることがあつてはならないと思ふのであります。立法自体が、法の生命である秩序というものをあまりにも乱しはしないだろうか、また、国民生活に大混乱を起すようなことがあつてはならないと思ふのであります。本法案は果してどうであるか、この点についての御質問をいたしたいのであります。

たとえば、本委員会において最高裁判所機構改正の法案が継続審議されております。しかしながら、民法、刑法、行政法案等の実体法規というものは英米法系に再編成されていらないのであります。また、手続法におきましても、民事法、刑事法に陪審制度というものは今も採用されていらないのであります。わが国は成文法——法典主義をとっているにもかかわらず、上告制度においては英米流にならないう判例抵觸制を採用しているというやうな形でありまふ。このやうに、実体法や重要な手続法において英米法的なものと融合調和するやう改正しなかつたならば、法の運営にはきわめて多くの混乱と、それによる弊害が生じはしないかということを私は憂えておるのであります。率直に申すならば、このやうな実体法や手続法の改正がなされないと、最高裁判所の機構についても同じやうに最終的な結論はなかなか出てこないのではないかということを心配するものであります。水かけ論的な論議に終始してしまふ結果になりはしないかということを私は憂えているものであります。政府は今後この民法、行政法の

実体法を再検討いたしましたして両法案の調和を目標とするところの一大立法事業を断行する決意があるかないかという点も、この点に續いて一つお尋ねしておきたいと思ふのであります。

○平賀政府委員 ただいま御質問の点、まことにごもっともでございます。在来の日本の法制というものは、ヨーロッパの大陸ことにドイツ法に負うところが非常に多いのでございませう。しかるに、終戦後になりまして、日本國憲法を初めその他の新しい法規、制度におきまして英米法的なものを導入いたしましたのでございませうが、在来の日本の法制の基礎をなしておりますところの大陸法系の制度と十分マッチしない、そのために混乱を生ずるというふうなことがなきにしもあらずと思はれる次第でございます。ただいま仰せの点につきましては、基本法の改正につきましても、仰せのやうな趣旨から、目下法務省におきましては改正を検討中なのでございませう。現に、民法、商法、國際私法、強制執行制度、競売制度、民事關係につきましても各種の基本法規につきましても改正の事業を目下進めておる次第でございます。それから、なお、企業担保制度につきましても、そういう混乱が生じまふやうに、在来の担保制度との関連なんかにも十分考慮をいたし、また、その手続、企業担保権の執行の手続なんかにつきましても、強制執行あるいは競売の手続を十分参照いたしまして、わが国の在来の機構に十分しっくり当てはまるやうに、スムーズにいくやうにしようと思ふのでございませう。立案をいたしたつもりでございます。

○福井(盛)委員 よくわかりました

が、次に、これに關していま一点お尋ねいたします。

英國のフローティング・チャージは、御承知のやうに一八七〇年代の判例によつて認められたものであると承わっております。このやうな法律制度を採用するかどうかということは、わが國におきましては、その國の社會基礎、經濟基礎を比較考慮をいたしてみなければ、フローティング・チャージが果して日本に該當するかどうかという点も大いに考へなければならぬ問題であると思はれますが、日本の社會基礎ないし經濟基礎と申しますか、これらが英國のそれといかなる共通点があるかということをお尋ねしたいのであります。これは本法案の出発点であると思ひます。これによりまして、できるだけ詳細に一つ承わつておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 私どもの承知しております限りにおきましては、イギリスにはわが國の財団抵當制度のやうなものがないのでございませう。しかし、近代におきまして、その大企業が資本を調達する場合に何を担保にするかということになりますと、どうしても個々の動産とか不動産、質権を設定するとか抵當権を設定するということでは間に合わないことは當然なのでございませう。わが國はヨーロッパ大陸の制度を取り入れたわけでございます。それから、イギリスでは、やはり大企業の資本調達のためには、会社の總財産、企業全体を担保にするという制度がまず業務の上で行われ、それが判例で認められたというところになると思ひるのでございませう。

ます。わが國では、明治三十年代におきましては、企業と申しましても、國家の庇護のもとに企業が発展の糸口を踏み出したわけでございます。規模も小さくあつた關係で、この工場抵當制度で當時は十分に間に合つたと思はれるのであります。しかし、これが大企業になりますと、個々の財産を特定いたしまして、これで工場財団を組成するといふやり方では、とうてい間に合わない。ことに、企業の合理化の必要から、工場の設備、企業の施設といふものはひんぱんに入れかえを行ふ。そうなりますと、財産の内容が常に變つていくわけでありませう。そのつど變更の手續をするといふことは、非常に大へんな仕事なのでありまして、とうてい間に合わないといふやうなことになるのでございませう。

そういうわけで、要するに、イギリスの社會と、日本の社會との共通点——イギリスにはフローティング・チャージが生まれ、わが國では企業担保制度というやうな新しい担保制度を創設する必要があると申します。その共通点は何かと申しますと、要するに、現在の企業は一般的傾向として非常に膨大なものとなつたこと、それから、企業を組成しておりますところの物的な施設がひんぱんに變動するということ、そういうことが、フローティング・チャージを生み出し、さらに、工場抵當制度では不十分、不完全である、新たな担保制度、この變動常ない企業の物的施設を全体として担保に供する、そういう制度が生まれなければならぬ根本の理由でありまして、両者の共通点はそこにあると考へる次第でございます。

○福井(盛)委員 ただいまの御説明によりまして、やはりこの企業担保法は大企業を保護するということに重点を置いておるのかどうかと思はれます。これと中小企業の保護との關係につきましては後にお聞きすることにしまして、その次の質問に移ります。

ただいまの問題に關連しまして、英國のいわゆるコモン・ロー、普通法及びエグザイティ、衡平法といふものがありませうが、あのエグザイティなりコモン・ロー上のモーゲージと、フローティング・チャージとは、いかなる關係にあるかということも、この際あわせてお聞きしたいと存じます。

○平賀政府委員 私、英法の詳細については不案内なのでございませうが、在来のエグザイティの制度として発達したモーゲージというものは、日本の在来の抵當権に類似する制度ではないか。それから、企業担保も、これもいわばそのモーゲージの思想に立脚してございませうと思ふのでございませう。けれども、これはわが國の工場抵當制度にも比すべきものではないか、そういうふうには私了解いたしております。なお、もし詳細の説明が必要でございませうならば、なお調査いたしまして、その關係を明らかにいたしたいと思ひます。

○福井(盛)委員 ただいまの質問の点についてはとくと承知いたしました。次に移りますが、私どもの考へでは、担保制度の革命に等しいやうな法案の必要性について、一般國民が納得のいくやうな説明を要は希望しておるものであります。この点についてのお考えを伺いたいと存じます。

すまでもございませぬ。この中小企業
は、現段階におきましては、本法案の
ねらいであるところの長期資金調達の
便益を受けることができるのであるか
ということであります。これは、単に

と思ひでございます。そういうわけで、一般的に、この法律案が早く法律になつて、現在会社が社債を募集いたします場合に、なお非常な手数と費用のかかる財団を利用しなければならぬといふことは非常な損失でありますので、一日も早くこの制度が現実化するといふことが望ましいと思ふのであります。

なお、特殊の事情をいたしまして、世界銀行から日本の企業が借款をいたします場合に、世界銀行としては確實な担保を要求するわけでございます。その担保をいたしましては、現在ではやはり財団抵当制度を利用するほかはない。それではしかし世界銀行から借款するような大企業にとりましては非常に大きな損失になるのであります。世界銀行をいたしまして、この企業担保制度ができたならばこれで十分満足するといふことが予想されますので、そういう世界銀行との関係におきまして、この企業担保制度は一日も早く現行の制度になることが望ましいと考えられる次第でございます。

理論」の問題としてばかりでなく、金融、経済の実際問題としても重要な問題でありますので、その点を承わっておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 本法律案におきましては、会社が社債を発行する場合の担保は、会社の総財産を客体といたしまして企業担保権を設定できるということになっておりまして、株式会社であれば、いかなる会社でもこの企業担保権の設定ができるわけであります。でありますから、法律的には、中小企業でありますも、それが株式会社であります場合には、社債発行のためにこの企業担保権を設定することができるようになつておりまして、必ずしも大企業には限つていないのであります。しかし、これは理論上の問題でございますまして、実際問題といたしましては、どうしても社債発行の場合の受託会社の立場から見ても、あの会社の企業ならば大丈夫という相当信用のある会社でなければ、実際問題としてはこの企業担保権というものは利用できないことになりまして、勢ひ、実際の運用におきましては、この企業担保権を利用

いのでございます。

答弁申し上げます。

この制度については各方面に周知徹底

○福井(盛)委員　よくわかりました。

し得る株式会社というものは大企業に

○福井(盛)委員 私も、各種の財団抵

お話のように、この法律案は、今国会に提出いたしました法案のうち、寺

が行われたと思うのでございます。昨

少し内容について、三御質問した
ものでありますが、この企業は呆去爽

なると予想されるのでございます。しかしながら、企業租税去来、先ほど申

しても、きわめて過去において欠陥が

に法務省にとりまして、政府にとりま

で要綱案を審議していただき、本年一

施の隣におきまして、先ほども質問を

上げましたように、決して大企業だ

あると思つておつたのであります。従つて、この欠陥を救正することこゝ

しても重要な法案の一つでございまして、ぜひ国会会におきまして成立させて

月に法制審議会で要綱が確定いたしましたので、ごいます。この制度、つぎま

との関係はどうなるかという点で、留保いたしましたのですが、中小企業

けを優遇してこれに保護助成を加える

よつて実効を期することができるので

いただきたいということを念願してお

ては、そういうわけで、日本産業界に

ります。中小企業は日本経済における

今までむだなことをやっているのを省

はないかと思っておったのであります

る次第でございます。先に提案いたし

つとに要望されておるのであります

ところの一つの支柱であることは申

く、それだけのことなんです。

中小企業につきましては、どうもやはりその総財産というのが必ずしも確実な担保にならない場合もあり得る。しかし、場合によりましては、小さい会社でありまして、しっかりした基礎があれば、これは利用できないことはないわけでありまして、どうしてもやはりその企業の物的施設の内容が十分でありませんために、勢い企業担保権の利用ということは困難になるかと思うのでございますが、こういう中小企業につきましては、やはり在来の担保制度、抵当権、あるいはある程度の規模になりますと工場財団のような制度を利用するというようなことでやっていくよりはかはないのであります。しかし、そういう小さい企業におきましては、財団を設定するにつきましては、それほど大した手続を要しないし、経費もそんなにかかるわけではないのであります。中小企業にとっては必ずしもこれは利用しにくい——十分に利用できないことにはならぬと思ひますけれども、中小企業の保護助成の必要が叫ばれております今日、中小企業に対してはまた別途の観点からその助成策を講ずることが必要ではなからうか。企業担保権は、今も申しましたように、大企業の保護助成の制度ではなく、単に財団制度の不備を改めて、手続を簡易化するという趣旨のものでございまして、中小企業の保護助成とは直接の関係がないように、私どもとしては理解しておる次第でございます。

○福井(盛)委員 中小企業に対しては本法が実施されることがあり得るというところでありますが、それにつきましては、いかなる金融対策、あるいは融資の円滑化をはかるための担保制度とか、あるいは金融制度が実施されることに相なっておりますか。その予算額について、わかつておりましたならば、お聞きしたいのであります。

○平賀政府委員 中小企業の資金調達のための担保制度の合理化と申しますか、改善ということとは、法務省として現在のところやはり在来の制度を利用するほかはないのではないかと、ことで、別段中小企業のための資金調達の便宜促進ということのために予算を取って特別にこれという措置は、法務省としては現在のところいたしておりません。

○福井(盛)委員 次は、単なる名称の問題でありますけれども、本法案の名称は企業担保法ということに相なっておりますが、その名のごとく企業が担保となつてゐるか、名が実を表わしてゐないのではないかと、いふふうにて考へられます。英國の法制はどうなつてゐるか、企業を担保の対象にしないか、その理由についても一つ承わりたいと思ひます。

○平賀政府委員 この名称を企業担保法といたしましたのは、実は、呼びやすい、通りがいいということ、こういう名前を選んだのでございまして、実質は、会社の総財産、企業の物的構成要素であります物的施設、そういうものが担保になるわけでありまして、従つて、企業担保権、企業そのものが担保になるのではないので、名前が一致しないという御批判は、もつともでございます。しかし、イギリスにおきまして、プロテイン・チャージという担保制度のもとにおきまして、アンダーテイクン——企業が担保になるということを言つておるのであります。しかし、イギリスにおきましても、動的な、動いておるところのアンダーテイクンがそれ自体がやはり担保になるのではないのでありまして、そのアンダーテイクンの構成要素であるところの財産が集まつて、これがやはり担保になつておるのだと考えられるのであります。そういうわけで、イギリスにおきましても、名前と実は必ずしも一致していません。この法案におきましても、実質と名前がびたりと一致していません。アンダーテイクンが担保にする、非常に通俗的ではありますけれども、この新しい担保権の名前としては比較的实际に即した名前ではなからうかというところで、企業担保権という名称を選んだ次第でございます。一ころは一般担保権というふうな名前も使つてみたところがあるのですが、どうもぴんとこないというので、結局企業担保権という名称に落ちつきまして、法制審議会におきましても、この名前によからうというところになつた次第でございます。

○福井(盛)委員 ただいまの点につきまして関連してなお伺ひたいのは、のれんというものが何々権と言うことはもちろんできないと存じますけれども、法的に何か保護を受ける利益であるかどうか、承わりたいという点と、それから、企業を全体として担保の対象とすれば、のれんや商号、得意先等もまたその対象となり、評価、換価、売却されることとなるのであります。また、それでよいではなからうかと懸われるのでありますが、のれんが企業担保の対象となること、そのような英法的な新しい立法に踏み切ることでは

きなかつたであらうかどうかという点について、一つ承わりたいのであります。

○平賀政府委員 わが国でも、のれんということが言われるのでございまして、必ずしも、のれんというものを法律的に分析した場合には、それが何かということとは明確でないものでありまして、ただ、考えられますことは、営業譲渡なんかの場合に、ある企業ののれん、そういうものが評価の中に加えられるということとは考えられるのであります。それからまた、不法行為法などでは、不正競争なんかによりましてそののれんを侵害する、たとえば類似商号を使うというふうなことで、のれんの侵害ということが考えられる。そういう場合に、のれんというものの法律的な意味があると思ふのでございまして、しかし、企業担保権におきましては、会社の総財産が担保となるので、総財産というものは、民法の一般の先取得権におけるところのあの総財産と同じ考えを持つてきたわけでありまして、要するに、一般の先取得権というのは、債務者の総財産でありますけれども、その総財産の中にはのれんというふうなものは含まない、すべて強制執行の対象となるもの、財産権として強制執行の対象となるものが考えられておるわけでありまして、企業担保権におきましても、一般の先取得権における総財産の概念をそっくりそのまま持つてきたのであります。これは、なぜかと申しますと、のれんというものは独立して評価ができません、そこに問題があると思ふのであります。大体、企業担保権が実行されるようになりますと、会社の企業が

落ち目になつてゐる場合が大部分なのであります。のれんなどといつても、ほとんど価値がない、ほんとうに物的な財産権だけの価値ということに限られるのではない、のれんの評価というものは非常に困難であるのみならず、もうゼロ、無価値にひついたりする場合が多いのではなからうか、こういうふうな考えられるのであります。

それから、イギリスのプロテイン・グッド・ウィルは総財産の中に含まれてゐるというふうなことが解説書などには書いてあるのでございまして、これも非常に実体がはつきりしない。ことに、企業担保権実行の段階に至つてこれがどうなるかということ、すこぶるはつきりしないのであります。このグッド・ウィルを売却するということが實際問題として非常にむづかしい、困難なのであります。イギリスにおいてもこの実体がどういふものかといふことは必ずしもはつきりしてゐないのであります。

○福井(盛)委員 本法案の目的がどこにあるかということについて少し承わつてみたいと思ひます。これはきわめて重大な問題でありまして、本法案の根本的な考え方、問題であると信ずるのであります。もちろん、法の目的というものはいろいろな多目的を包含しております。あるいは社会、経済、政治、倫理、宗教等、あらゆる人間生活各段にわたつて、各領域からの諸目的が法のうちに内在してゐるということももちろんであります。本法案の経済目的は、長期資金調達の円滑化と、これにより日本経済の興隆に寄与するということ

であると思ふのであります。経済の立場からするならば、企業を生かして融資を回収するというのが目的であつて、企業なり総財産に対し物権としての担保権を行使するということは第二義的なものであつて、企業を殺すものである。本来の目的ではないと思ひますが、この点に關しまして政府の所見を承わりたいと思ひます。

○平賀政府委員 本法案の目的は、ただいま仰せの通りでございます。資金調達の簡易化、円滑化をはかつて日本の産業の維持合理化をはかるというところにこの法案の主眼があるのでございます。

○福井(盛)委員 果してしかりとするならば、この優先弁済を受ける権利を物権とする必要があるかどうかという点であります。現在、あるいは電力とかあるいは鉄鋼等のような大企業、会社におきましては、これらはいわば債権的なものであります。ところが、これらこれらの企業は高度の信用を保つておられるのであります。従つて、もし一般担保で不十分ならば、特別担保を取ればよいのではなからうかと考えられます。先ほど財団抵当制の欠陥の説明も承つたのであります。ゼネラル・モーゲージと重要財産に対する特別担保で十分ではなからうか、あわせて、優先弁済権を物権化したその理由もこの際附加して御説明を求めたい。

○平賀政府委員 日本の法制におきましては、ある財産を換価いたしましたして、それから優先的に債権の弁済を受ける権利、これは債権の効力と言へば債権的なものとも言えますけれども、日本の法制ではこれをすべて物権という

ふうに構成してきている次第でございます。なるほど、企業担保権におきましては、個々の財産が常に変動しておる、財産の客體、担保権の客體、内容が常に変つておるのでございますけれども、これが実行の段階に参りますと、その財産が固定いたしましたして、それが換価されて優先弁済を受けるといふことになるわけでありまして、やはり在来の担保物権と性格を共通にしておるのでございます。そういう観点から、日本の従来の法制に合わせるために、これをやはり物権として構成したわけでございます。

それから、ゼネラル・モーゲージ、一般担保権のお話が出たのであります。ゼネラル・モーゲージが付きまゝのは電力会社のような特殊会社に限られておるのであります。この企業全体を担保にすることができるようにして在来の財団抵当制度の不備を改める必要があるのは、ひとり電力会社のみに限らないのでございます。すべての企業が新しい制度を利用することができるようになることが必要なのでございまして、いわゆるゼネラル・モーゲージでも法律上はすべての株式会社を利用し得るものとしてこういう新しい制度を創設する必要があるのでございます。

○福井(盛)委員 次にお尋ねしたいのは、この強制管理の制度を本法案において何ゆゑに認めなかつたかという点であります。これは重要な問題であると思ひますが、担保権を実行されてしまふとその企業は全くの最後に相なることと存じます。日本経済の現状におきまして、先ほど述べたような大企業会社が企業担保権の実行を受けるこ

とになった場合には、経済界が大混乱を巻き起すことになることは明瞭であらうと存じますが、全く、担保権の実行ということは、これが最後の重大行事と言わなければならぬと存じます。強制管理の段階であつてしかるべきではないかというのを考えられるのであります。担保権を認めるといたしまして、この強制管理の制度を認めることが一つの方法ではないかと思ひますが、認めなかつたその理由について御説明をお願いしたいと思います。

○平賀政府委員 この強制管理ということも、この法案の立案の際には実は考えたのでございます。ところが、現在、不動産に対する強制執行といたしましては、強制管理と強制競売と二つの制度があるわけでございます。御承知の通り、この強制管理の制度はほとんど利用されないものでございます。ほとんどもすべてが強制競売の方法のみによつておるのであります。手続が必ずしも簡明でないために強制管理の制度が實際には用いられないのでございます。個々の不動産の強制管理についてさへそうなのでございまして、一つの企業を強制的に管理いたしましたして、その上つた収益から債務の弁済に充てるといふことになりまして、その手続はさらに一そう複雑になるわけでありまして、實際、この強制管理の制度を設けたといつたとしても、行われぬことはないのではあるまいか。ことに、個々の不動産とは違ひまして、管財人というものが選任されて、この管財人が企業を経営していくことになるわけでございます。企業を経営によつて得ました収益を優先的に債務の弁済に充てていくことは、し

かく簡単に行われ得るものかどうか。他の債権者のこと等も考えなければなりません。ことに、企業担保権者に優先する債権者があるわけでありまして、そういう債権者のことも考えなければならぬ。さらに、対労働者との関係も考えなくてはならない。管財人が企業の経営の責任を負はれるといふことになりまして、単に企業担保権者の利益のためだけを考へて、企業担保権者が弁済を得ればよいという見地からだけ企業を経営するということは、とうてい不可能でありまして、どうも實際的でないのではないかと。この制度の試案を發表いたしました際には、強制管理の制度も中に入れておつたのでございまして、それは、産業界、金融界におきましても、強制管理の制度は採用しないがよろしいという強い意思がございまして、最後の確定案におきましては強制管理の制度はやめまして、強制執行を認めますならば強制競売に当りますところの売却、総財産を売却するという手続だけの一本にしようとした次第でございます。

○福井(盛)委員 私は、この強制管理というものは実務家の方から反對もあつたといふふうには承つております。が、實際はこの方法をほんとうに有効適切に利用したならば、担保権実行などといふこともなくて済むような、きつめていい方法ではないかといふことを考へ、また實際においてそれが行われておるところもあるものでありますから、この制度を設けるということがいいではなからうかと信じたので、今お尋ねした次第であります。

次に、最後であります。企業担保権によりまして担保をせられるところの被担保債権の範囲でございます。この点について一つお尋ねするのであります。すなわち、附則の第二項についてであります。この附則の第二項の一号にありますが、世銀借款の特殊性とは何を意味するものであるかといふことを具体的に御説話を願ひたいのでございます。担保権についての契約条項はどうなつてゐるかといふような点も承わりたい。

それから、第二号を以てお尋ねをいたしておきますが、第二号におきまして、本法案は被担保債権を根本的に原則として社債に限つてゐるのに、世銀借款を受けてゐる会社に対する日本開發銀行の普通貸付金等につきましてはその例外を認めた理由はどこにあるのか、その根拠を示してもらひたいのであります。被担保債権を社債に限定すべきか、あるいは設備資金のような長期金融にも及ぼすべきかという点は大きな問題であります。その点についてお尋ねをしたいと存じます。

ついでに第三号の貸付金についても一つ御説明をお願いしたいと存じます。

○平賀政府委員 世銀から借款をいたします場合には、御承知の通り、直接借りるわけじやございませんで、日本開發銀行を通して借りるわけでございます。世銀としては、たゞ基礎の確実なしかつた日本の会社でありまして、必ず担保を要求するのでございまして、無担保の貸付ということを行はれないのでございます。どうしても担保を設定するということになりますと、従来でありますと財団抵当制度を利用する以外にない。これでは非常に不便である。先ほど申し上げましたよ

うに、不便であります関係で、日本開
発銀行を経由しまして世銀から借款す
る場合には、例外的に貸付金について
もこの企業担保権を設定できることに
しようというのが、附則の二項の一号
でございます。

それから、この附則の二項の一号、
すなわち世銀借款を受けておりますと
ころの会社が、世銀からではなしに日
本開発銀行から本来の貸付を受けるこ
とがそのほかにより得るわけでありま
す。その場合に、日本開発銀行本来の
貸付金については企業担保権を利用で
きないということになると、その際に
先ほど申し上げました財団抵当制度を
利用しなければならぬということにな
りますと、せっかく世銀からの借款の
場合には企業担保権でいいのに、開発
銀行から借り受ける場合には財団抵当
でなくちゃならぬということになりま
す、ここで多額の経費を要するとい
うことになり、きわめて不便であるわ
けであります。でありますから、世銀
からの借款を受けて企業担保権を設定
しているような会社だったら、日本開
発銀行からその会社が貸付を受ける場
合には、また例外的に企業担保権を設
定できるといふふうにしておくことが
便利であるわけあります。

それから、三号は、電力会社なんか
のように、現行法上開発銀行からの貸
付金につきまして一般担保権、ゼネラ
ル・モーゲージと称しているものが法
律上当然につくことになっているので
ございます。このゼネモというのは、
会社の総財産について優先弁済を日本
開発銀行が受け得るということになっ
ているのでございますけれども、必ず
しもその効力がはつきりしない点があ

りますので、このゼネモにかわりまし
て、その先取企業担保権ということに
なりますと、法律的にも内容が明確に
なっており、実行の手続なども明確に
定めておりますので、このゼネモにか
わってこういう新しい制度を利用する
ことができるようにすることがより合
理的ではないかというので、第二項第
三号の規定ができたのであります。

なお、この法案におきましては、原
則は被担保債権は社債に限っているの
でございますが、これは、一般の株式
会社におきましては長期資金の調達
の方法は社債であるということが一つ。
それから、この法案におきましては株
式会社でありさえすれば企業担保権を
設定することができるということにし
ておりました、その株式会社の規模な
んかについては全然制限を設けていな
いのであります。もし貸付金について
も企業担保権を設定できるということ
になりますと、弱小のと申しますか、
中小の、規模の小さい株式会社がな
んか、金融機関の要求によって総財産に企
業担保権を設定するということになり
ますと、その企業自体をその金融機関
に支配されてしまうというような結果
になります、かえってそういう規模
の小さい株式会社にあっては金融機関
による圧迫の手段にこの企業担保権が
利用されるというような結果になる危
険が多分にあるわけであります。そう
いう危険を防止しますために、一般の
株式会社ににおきまして長期資金の調
達をやる方法として社債だけにこの企
業担保権を限定して、そこから出資す
ることが一番いいのではなからうかとい
うことで、本法の第一条で、被担保債
権を一般に株式会社にいては社債に

だけ限定した次第でございます。
○福井(盛)委員 本日は私の質疑はこ
れをもって打ち切ります。
○町村委員長 本日はこれにて散会い
たします。

午後零時十分散会

昭和三十三年四月十七日印刷

昭和三十三年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局